

**(総則)**

**第1条** 受注者は、別冊の仕様書及び図面に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間において、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**(権利義務の譲渡等)**

**第2条** 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する売掛金債権担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

**(再委託の禁止)**

**第3条** 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

**(業務内容の変更等)**

**第4条** 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**(履行期限の延長)**

**第5条** 受注者は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、発注者に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**(事情変更による業務委託料の変更)**

**第6条** この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して業務委託料の額を変更することができる。

**(損害のために必要を生じた経費の負担)**

**第7条** 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

**(検査及び引渡し)**

**第8条** 受注者は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務終了届を受領したときは、その日から10日以内に、受注者又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、受注者又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査でき

る。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を発注者に引き渡すものとする。

#### **(契約不適合責任)**

**第9条** 受注者は、前条第5項の引渡しの日から起算して6箇月以内に判明した目的物の契約不適合を発注者の指定する期限までに修補するものとする。

2 発注者は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

#### **(業務委託料の支払)**

**第10条** 受注者は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、発注者に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 発注者は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、業務委託料に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

#### **(前払金)**

**第11条** 受注者は、連帯保証人を立てたうえ、発注者に対して業務委託料の10分の 以内の前払金を請求することができる。

2 前項の保証人は、受注者の債務不履行の場合の遅延利息その他の損害金の支払を保証しなければならない。

#### **(一部完了部分の引渡し)**

**第12条** 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、発注者は当該部分の引渡しを、受注者は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

2 前項の場合においては、第8条及び第10条の規定を準用する。

3 受注者が前払金を受けている場合において、第1項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第8条第2項及び第3項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第1項の額から減じたものとする。

請求額＝一部完了額－（前払金額×（一部完了額／業務委託料の額））

#### **(業務遅延に対する遅延利息)**

**第13条** 受注者がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端

数があるときはその端数を切り捨てる。)) に対して当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

#### （支払遅延に対する遅延利息）

**第14条** 発注者がその責めに帰すべき理由により第10条第2項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額とする。

#### （契約の解除）

**第15条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により受注者に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、発注者の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを受注者に請求することができる。この場合において、発注者は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### (前払金の返還)

**第16条** 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた受注者は、前払金額から前条第3項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して発注者に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

#### (秘密の保持)

**第17条** 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

#### (委託業務の調査等)

**第18条** 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

#### (契約に関する紛争等の解決)

**第19条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### (適用除外)

**第20条** 本約款第11条、第12条、第16条は適用しない。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

#### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示

に従うものとする。

(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。